



## 介護休業給付金

介護休業給付は、家族を介護するための休業をした場合に介護休業開始日前 2 年間に、賃金支払基礎日数 11 日以上ある月が 12 月以上ある方が支給の対象となります。

### 対象となる家族

被保険者の配偶者(内縁を含む)、被保険者の父母(養父母を含む)、被保険者の子(養子を含む)、被保険者の配偶者の父母、被保険者が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫

### 支給要件

- ・ 介護休業期間中の各 1 か月に、休業開始前の 1 か月当たりの賃金の 8 割以上の賃金が支払われていないこと
- ・ 休業している日数が各支給対象期間に 20 日以上あること

### 支給額(支給対象期間 1 か月当たり)

$$\text{賃金日額} \times \text{支給日数(30日)} \times 40\%$$

休業終了日の属する支給対象期間は、その日

- ・ 「賃金日額」は、介護休業開始前 6 か月の賃金を 180 で除した額。ただし、この額に 30 日に乗じた「賃金月額」が 419,400 円を超える場合は、419,400 円となる。「賃金月額」が 61,500 円を下回る場合は、61,500 円)介護休業給付金の上限額は 167,760 円(419,400 円×40%)となる。
- ・ 各支給対象期間中(1 か月)の賃金の額と「賃金日額×支給日数×40%」との合計額が「賃金日額×支給日数」の 80%を超えるときは、当該超えた額が減額されて支給される。

### 支給対象となる介護休業

介護休業給付金は、以下の(1)及び(2)を満たす介護について支給対象となる家族の同一要介護につき 1 回の介護休業期間(ただし、介護休業開始日から最長 3 か月間)に限り支給します。

- (1) 負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2 週間以上にわたり常時介護(歩行、排泄、食事等の日常生活に必要な便宜を供与すること)を必要とする状態にある「対象となる家族」を介護するための休業であること
- (2) 被保険者がその期間の初日及び末日とする日を明らかにして事業主に申し出を行い、これによって被保険者が実際に取得した休業であること

### 複数回支給

同一の対象家族について介護休業給付金を受けたことがある場合であっても、要介護状態が異なることにより再び取得した介護休業についても介護休業給付金の対象となります。ただし、この場合は、同一家族について受給した介護休業給付金の支給日数の通算が、93 日が限度となります。

### 手続

事業主は、被保険者が休業を開始した日の翌日から 10 日以内に、「休業開始時賃金月額証明書」に賃金台帳、出勤簿等の記載内容を証明する書類を添えて管轄ハローワークに提出します。

介護休業給付金の支給申請は、介護休業終了日の翌日から 2 か月を経過する日の属する月の末日までに行います。

### 介護休業給付申請に添付する書類

被保険者が事業主に提出した介護休業申出書、介護対象家族の方の氏名、申請書本人との続柄、性別、生年月日等が確認できる書類、介護休業の開始日・終了日、介護休業期間中の休業日数の実績が確認できる書類(出勤簿・タイムカード等)、介護休業期間中に介護休業期間を対象として支払われた賃金が確認できる書類(賃金台帳等)

キリン社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 入来院 重宏

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 2-10-10 パークビル 3 階 TEL 03-5651-0407 FAX 03-5651-0408

E-mail: info@kirin-office.com URL: <http://www.kirin-office.com/> (「農業労務管理.COM」<http://www.nogyo-roumu.com/>)